

鉦区税

納める人

県内にある鉦区に鉦業権を所有している人です。

納める額

砂鉦を目的としない鉦区

採掘	面積100アールごとに	年額400円
試掘	面積100アールごとに	年額200円

ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは上記の3分の2です。

砂鉦を目的とする鉦区

河床に存するもの	延長1,000メートルごとに	年額600円
河床でないもの	面積100アールごとに	年額200円

申告

鉦業権の取得、消滅、変更の日から10日以内に申告書を提出します。

納税

毎年5月に県税事務所から送付される納税通知書により納税します。

狩猟税

納める人

狩猟者の登録を受ける人です。

納める額

登録する狩猟免許の種類と個人県民税（所得割）を納付する必要の有無によって決まります。
（右表参照）なお、令和11年3月31日まで、狩猟者登録申請書を提出する日前1年以内の期間に県内で鳥獣の許可捕獲を行った場合には、右表の「納める額」が1/2となります。対象鳥獣捕獲員及び鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者については、狩猟者の登録が令和11年3月31日までの間に行われた場合は、狩猟税が免除されます。

申告と納税

申告の必要はありませんが、狩猟者の登録を受けるときに納税しなければなりません。

狩猟者の登録を受ける免許の種類	県民税の要件	納める額
第1種銃猟免許 （散弾銃・ライフル銃等の 空気銃以外の銃器）	県民税の所得割を納付する必要のない人（※）	11,000円
	上記以外の人	16,500円
網猟免許 または わな猟免許 （銃器以外の網、わな）	県民税の所得割を納付する必要のない人（※）	5,500円
	上記以外の人	8,200円
第2種銃猟免許 （空気銃）	なし	5,500円

（※）県民税の所得割を納付する必要のない人であっても、一定の控除対象配偶者や扶養親族に該当するときは、納める額が16,500円、8,200円となる場合があります。